

## 令和2年度（2020年度）熊本県訪問看護ステーションにおける新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業費補助金交付要項（医療分）

### （趣旨）

第1条 熊本県内の訪問看護ステーションにおける感染拡大防止等支援事業にかかる補助金については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。）、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱」（令和2年8月5日厚生労働省発医政0805第1号・厚生労働省発健0805第6号・厚生労働省発薬生0805第71号厚生労働事務次官通知。）及び熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### （目的）

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供を継続することが求められる訪問看護ステーションが、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等の支援を行うことを目的とする。

### （補助事業者等）

第3条 この補助金の交付対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、熊本県内にある訪問看護ステーションとする。ただし、訪問看護ステーションは、指定訪問看護事業所に限るものとする。

### （交付対象事業）

第4条 この補助金は、補助事業者が実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策や診療体制確保等の事業を対象とする。

### （対象経費）

第5条 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）であって、別表に定める経費を対象とする。

### （対象期間）

第6条 この補助金の対象とする期間は、令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日までとする。なお、この要項の施行以前に着手した事業及び完了した事業も対象とする。

(補助金額の算定方法等)

第7条 この補助金額は、次により算出された額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じ得た額を補助金額とする。

(補助金の交付条件)

第8条 規則第5条第1項第3号の補助金のその他知事が必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更を要する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（法人格を有する団体等にあつては30万円）以上の機械、器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（法人格を有する団体等にあつては30万円）以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けなければならない。

(申請手続)

第9条 補助事業者は、この補助金の交付申請を別に定める期日までに行うものとする。

2 規則第3条第1項の申請書は、様式1によるものとし、第13条に規定する概算払による請求を兼ねるものとする。

3 この事業に係る支出済みの費用だけでなく、申請日以降(令和3年(2021年)3月31日まで)に支出が見込まれる費用も合わせて申請する場合は、熊本県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)宛てとし、申請方法並びに規則第3条第2項に規定する添付文書は、次の各号のいずれかによるものとする。なお、前項に規定する申請書も併せて提出するものとする。

(1) 国保連のオンライン請求システムから申請を行う場合は、様式2-1を使用する。

(2) 前号に規定するシステムを未導入の場合であって、国保連のWeb申請受付システムから申請を行う場合は、様式2-1を使用する。

(3) インターネット環境が未対応の場合であって、国保連に電子媒体(CD-R等)により郵送で申請する場合は、様式2-1を使用する。

(4) インターネット環境が未対応の場合であって、国保連に紙媒体により郵送で申請する場合は、様式2-2を使用する。

4 前項の他、この事業に係る支出済みの費用について申請する場合は、別に定める申請先に紙媒体の郵送により申請を行うものとし、様式2-2を使用する。なお、第2項に規定する申請書も併せて提出するものとする。

(交付決定の通知)

第10条 規則第6条の規定による補助金の交付決定は、様式4により通知するものとする。

(変更承認申請)

第11条 前条の規定により交付決定を受けた補助事業者が、事業内容を変更するとき(軽微な変更を除く。)は、あらかじめ様式5を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までとする。この場合、補助事業者は、様式5を知事に提出する。

(補助金の概算払等)

第13条 知事は、この補助金について次のいずれかの方法により、原則、概算払で交付するものとし、第9条第2項に規定する申請書の提出をもって概算払の請求をされたものとする。

(1) 第9条第3項の規定による申請の場合は、知事は、国保連を通じて補助事業者

に交付する。

(2) 第9条第4項の規定による申請の場合は、知事は、補助事業者に交付する。

#### (検査及び報告)

第14条 知事は、この補助金の適正な支出のため、必要に応じて補助事業者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。補助事業者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

2 補助事業者は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は令和3年(2021年)4月30日のいずれか早い日までに、規則第13条に規定する実績報告書を知事に提出するものとする。

3 規則第13条の実績報告書は、様式6によるものとする。

4 前項の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 科目別内訳書
- (3) 事業に係る領収書等の証拠書類
- (4) その他参考となる資料

#### (補助金の額の確定)

第15条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、様式7により行うものとする。

#### (補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、様式8により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

2 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

#### (財産の処分の制限)

第17条 規則第21条第2項に規定する財産の処分を制限する期間は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)に定める期間とする。

#### (証拠書類の保管)

第18条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

#### 附 則

この要項は、令和2年(2020年)8月21日から施行する。

## 別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
訪問看護ステーション	70万円	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び貸借料、備品購入費	10/10